

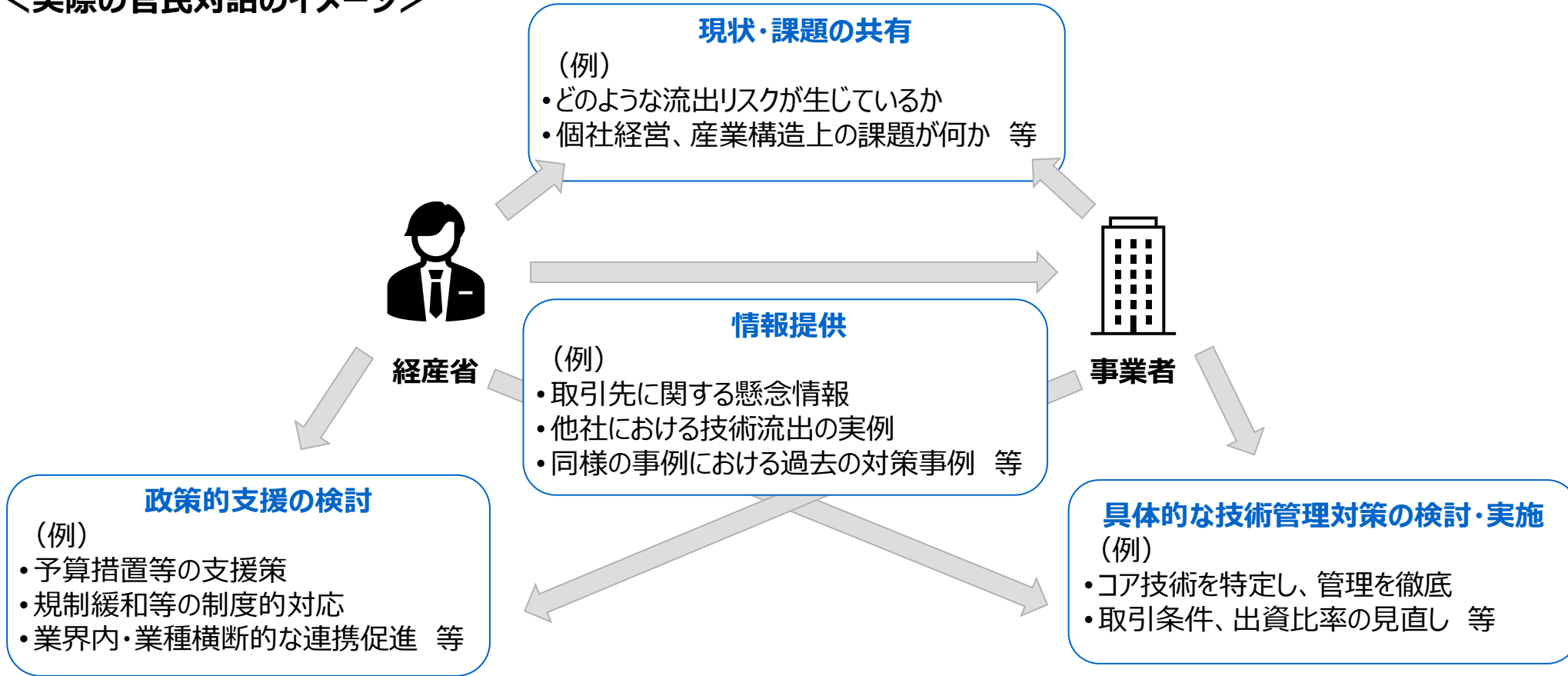
技術管理強化のための官民対話スキーム

令和6年11月
貿易経済安全保障局

官民対話の必要性・意義

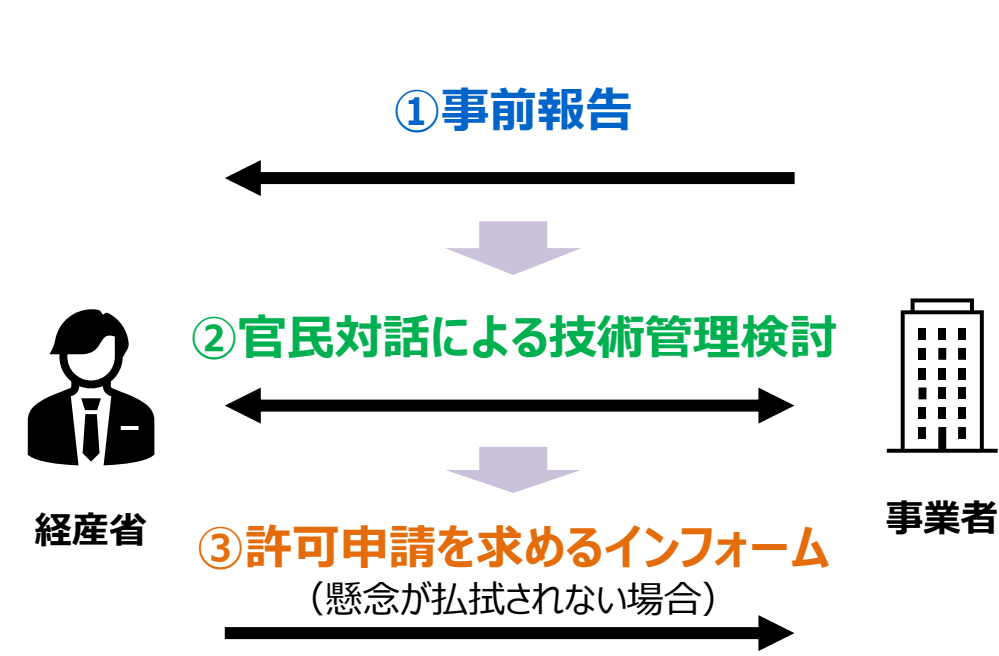
- 安全保障環境が複雑化する中で、企業単独による技術管理には限界がある。例えば、経営状態が悪化し、技術移転が避けられない状況にある場合もあり、規制だけでは解決しないケースも存在。
- このため、官民が徹底的な対話を通じ、直面する現状・課題を共有した上で、政策的支援を含む課題解決に取り組む。また、企業には情報が不足している場合もあり、官からの情報提供や助言を積極的に行うことで、協力して有効な技術管理を実現していく。

<実際の官民対話のイメージ>



外為法に基づく技術管理強化のための官民対話スキーム

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話する。
- 技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す。



- ① 事前報告**
 - ・ 外為法55条の8に基づき、技術移転の契約前の報告を義務づける。
 - ・ あくまでも官民対話の端緒としての報告であるため、必要最小限の報告事項とする（1枚の様式）。
- ② 官民対話**
 - ・ 現状・課題を認識共有した上で、支援策の検討、懸念情報提供、具体的対策の助言等を通じ、官民で技術管理の方策を検討。
- ③ インフォーム**
 - ・ 原則として②までの解決を目指す。どうしても技術流出の懸念が払拭されない場合には、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もある。
 - ・ 官民対話の中で、許可条件を付することが有効との結論となった場合に、インフォームを活用することもありうる。

事前報告の対象となる取引

- あらゆる技術が管理強化の対象となりうるが、産業界の負担等も考慮し、事前報告の対象とする取引は、技術の種類と取引の行為類型の両面から、厳にリスクの高いものに絞り込む。
- 技術の種類については、他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ技術を対象とする。このような技術は、将来的な軍事転用への懸念があり、我が国企業が技術獲得先としてターゲットになるおそれがある。
- 取引の行為類型については、当面は、現地子会社・合併会社への製造移転、他国企業への製造委託・ライセンス供与など、他国での製造、製品開発を可能とする技術移転に限定する。

技術の種類

- 他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ技術
- 特定作業のため、政府自身も技術インテリジェンス能力の向上を図るほか、産業界の知見も活用する。



取引の行為類型

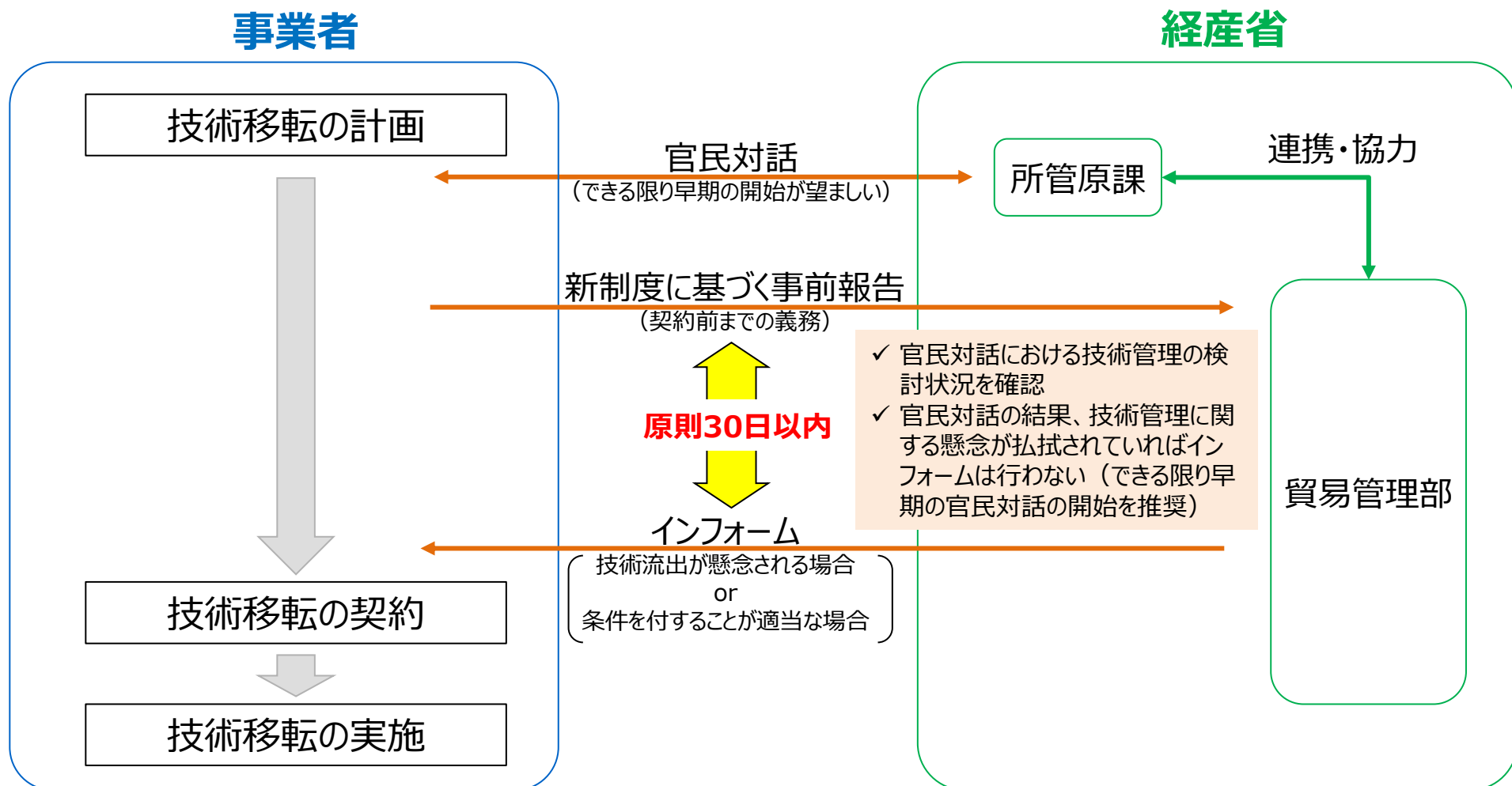
- 他国での製造や製品開発を可能とするような技術移転
(※直接的な技術指導を伴わないライセンス供与は対象外とする。)
- 今後、実際に対応が発生したケースに応じた見直しを図る。

対象技術及び官民対話の担当課室（令和6年10月30日現在）

対象技術	担当課室
①積層セラミックコンデンサの設計又は製造に係る技術	商務情報政策局情報産業課
②弾性表面波フィルタ又はバルク弾性波フィルタの設計又は製造に係る技術	
③電解銅箔（米国電子回路協会が定めた規格 I P C - 4 5 6 2 B の U と同等又はそれ以上の性能を有する回路基板用のものに限る。）の設計又は製造に係る技術	製造産業局金属課
④誘電体フィルム（電気を動力源とする自動車（燃料を使用するものを含む。）のエネルギーを制御する装置に用いられる平滑用フィルムコンデンサに用いることができるものに限る。）の設計又は製造に係る技術	製造産業局素材産業課
⑤チタン酸バリウム粉体の合成に係る技術	
⑥炭素繊維のプリカーサーの製造及び焼成に係る技術	
⑦炭化けい素繊維のプリカーサーの製造及び焼成に係る技術	商務情報政策局情報産業課
⑧半導体用のリソグラフィに使用するレジストであって、二四八ナノメートル以下の波長の光で使用するように最適化されたものの設計又は製造に係る技術	
⑨非鉄金属のターゲット材（極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置を用いて形成される集積回路用の配線工程の用に供されるものに限る。）の製造に必要な技術（原料からインゴットを製造する工程又はインゴットの製造を伴わない場合にあっては原料である粉末を混合し、かつ合成する工程において、集積回路の製造の用に供するために金属の純度を高める技術に限る。）	製造産業局金属課
⑩走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術	製造産業局産業機械課

(参考) 運用のイメージ

- 技術移転の契約前の報告を義務付け。
(※報告漏れに対しては、外為法に基づき指導助言、改善命令を実施。これに従わない場合や悪質な場合は、罰則が適用される場合もある。)
- インフォームの発出は、所管原課と事業者の官民対話における技術管理の検討状況を踏まえ、事前報告から原則30日以内に判断。
- 円滑に計画を進めるためにも、所管原課に早期に相談し、官民対話を開始することを推奨。



(参考) 産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告 概要【2024年4月】

1. 現状認識

- 前回の中間報告以降も国際的な安全保障環境は大きく変化し、**安全保障上の関心としての国家主体の再浮上**や**デュアルユース技術の重要性の高まり**、**国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭**など、足下の安全保障環境の変化は、これまでの安全保障貿易管理のあり方に課題を投げかけている。
- また、輸出者は、安全保障貿易管理の必要性等を認識した上で、**該非判定や用途・需要者確認に取り組むことが求められる**。他方、輸出管理当局は輸出者の法令遵守を徹底するため、**安全保障貿易管理の制度・運用をわかりやすいものとするよう取り組むことが求められる**。このため、**官民が緊密に連携した安全保障貿易管理の推進**が求められる。

2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた**不拡散型輸出管理**は大きな**転換期**を迎えており、**非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現**する必要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)～(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- ① 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上の**リスクがより高い取引に厳に焦点を当て**、リスクが低い取引は合理化を追求。
- ② **同盟国・同志国との重層的な連携**を通じて、**国際協調による実効性と公平性を担保**するとともに、**共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化**を過度に阻害しない。
- ③ **官民での情報共有・対話**等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

(1) 補完的輸出規制の見直し

※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。

- **汎用品・汎用技術の軍事転用可能性**の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。

① 一般国向け通常兵器補完的輸出規制

- **一般国**（グループA国以外）向けであっても、安全保障上の**懸念が高い品目に限定**して、**通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合**に適切に管理。
- この際、**懸念需要者や懸念取引等**に関する情報を**政府が提供**。

② グループA国経由での迂回対策

- 補完的輸出規制の対象外の**グループA国**向けであっても、懸念国等の迂回調達の場合、**インフォーム**。

(2) 技術管理強化のための官民対話スキームの構築

- 技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、**多様な経路に応じた対策が必要**。(技術は一度流出すると管理困難。)
- 外為法の技術移転管理に関し、**官民対話を通じた新たな技術管理スキーム**を導入。

- 技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、**政府に事前報告**。
※今回の措置は、**貨物は対象外**。
- 適切な技術管理に向け、**政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施**。
※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。
- 取引時点のみならず、**時間的経過に伴う転用可能な軍事用途**を考慮。

(3) 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携

- 急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。
- 各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下。**国際連携による制度・運用の協調**を企図。

- 国際輸出管理レジームで**技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理**を行う。
- 懸念度と緊急度に応じた、**技術保有国による連携**も有効。
- 国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る**運用面での協調**を行う。
- 国際輸出管理レジームの**非参加国との連携を強化**。

(4) 安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化

- **メリハリのある運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ**等の観点から、以下の分野で合理化。

- ① **半導体製造に用いられる一部の部品**（圧力計やクロスフロー過装置）を特別一般**包括許可の対象**に。
- ② **インド・ASEAN向け工作機械**を、一定の要件の下（移設検知機器の搭載等）で、特別一般**包括許可の対象**に。
- ③ 同志国軍による**防衛装備の持ち帰り、民生用途の1項品**等に関する**許可申請手続を簡素化**。
- ④ 内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、**立入検査を重点化**。

(5) 国内外の関係者に対する一層の透明性の確保 / (6) インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用

3. 中長期的な検討課題等

- 上記の**対応の方向性**については、本報告を踏まえて、**速やかに制度・運用の見直しを図る**べき。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、**必要に応じた抜本的な見直し**を検討すべき。
- その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした**新たな技術管理の取組の必要性、法体系の複雑性の解消**（「わかりやすさ」の追求）を含めた外為法に基づく**安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿**の検討への指摘もあり。